



解説 レメルソン特許訴訟

(第1回) 2つのインタビュー

——より深く背景を知るために——

コグネックス株式会社 / 技術顧問
大橋 慶一



大橋 慶一 Ph.D.

コグネックス(株)技術顧問。
米コグネックス社で長年、製品企
画、製品開発、販売戦略などに
携わる。2004年、帰国。現在の
関心は、知的財産のビジネス化。

2004年1月23日の金曜日。その週末の夜、米コグネックス社社長ロバート・シルマン (Robert Shillman) は、自宅でくつろいでいた。
電話が鳴った。米コグネックス社法務部長マイク・ステアー (Mike Steir) からである。

「ボブ、落ち着いて。まず椅子に腰掛けて。それから話そう」

電話の向こうでマイクは切り出した。
6年目に入ったレメルソン特許無効の裁判判決が、ネバダの連邦地方裁判所から出るのは今日のはず。シルマンは覚悟した。ひょっとして、ダメだったか。
電話からマイクの声が続く。

「ボブ、我々は勝ったぞ！」

1 勝利の意味

コグネックス、シンボルテクノロジー、その他、原告側の全面勝訴。これは、単にその裁判の原告が勝ったというだけでなく、マシンビジョンの技術を利用している、半導体、電子部品、自動車、流通、および自動化技術を使っているすべての業種の企業にとって、それまで常に大きな懸念であったものが取り除かれたという意味を持っている。

その判決のあった翌週、私はコグネックスの同業社のひとつであるPPTビジョン社の社長、ジョセフ・クリステンソン (Joseph Christenson) 氏に、偶然、展示会で会う機会があった。そのとき彼は私にこう言った。

「ありがたいことだ。マシンビジョン業界全体にとって非常に良いことをしてくれた。シルマン社長に、くれぐれもよろしく」

私は10年以上、米コグネックス社に在籍した人間である。このレメルソン訴訟についていえば、原告側にいたことになる。原告側に身をおいた人間としてさえ、この訴訟は会社にとってどのようなメリットがあるのだろうか、そんな思いがあった。

そもそも、レメルソンはコグネックスを特許侵害で訴えてはいない。つまり、直接売られたケンカではない。

つぎに、金銭的なメリットはあるか。アメリカの裁判は多額の費用を要する。そして、その大部分を占める弁護士費用は、裁判所が特に認めた場合を除いて、勝っても負けても原則として自分が賄う。よって、たとえ裁判に勝っても金銭的なメリットがないどころか、持ち出しになってしまう。

被告であるレメルソンは、原告が被告側の弁護士費用を負担すべきであると裁判の中で主張したが、レメルソンは敗訴したのでこの主張は当然のことながら退けられた。原告側のコグネックスは特許無効の認定を要求しただけであり、損害賠償や弁護士費用については一切、請求をしていない。したがって、たとえこの裁判に勝っても金銭的な直接の利益はないはずだ。

私はこの疑問を、コグネックス社の創業者でありCEOであるシルマン氏にぶつけた。

ロバート J. シルマン (Robert J. Shillman) 氏

米コグネックス社創業者、CEO、会長。ノースイースタン大学工学部卒、マサチューセッツ工科大学修士課程、博士課程修了。Ph.D(人工知能、文字認識)

2 インタビュー1

□□シルマン社長に聞く□□

- 素朴な質問です。そもそも直接訴えられたわけでもなく、また、勝っても財政上の利益がないのに、どうしてレメルソン訴訟を起こそうと決心されたのですか。

シルマン もしハイウェイを走っていて、たとえば、先輩の方の車がハンクし止まっているのを見つけたら、さあ、どうする？ たとえ、金銭的な利益はないとしても、自分の車を停めて手伝ってやるのが普通だろう。なぜならそれは、そうすることが正しいことだからだ。

レメルソンの行為は、恐喝だと私は信じる。世界中のいろいろな会社に対して、頭に銃を突きつけているようなものだ。レメルソン特許に挑戦するために、マシンビジョンについて必要な技術的知識、財力、そして勇氣ある企業が、コグネックスをおいて他にあるか。

どうやったら、そのような攻撃を受けた会社を救えるか、その策を我々は持っている。この問題について行動を起こすのは、世界に対する私の使命であると確信したんだ。

- しかし裁判というものは長引きます。すでに最初に訴訟を起こしてから6年目に入っています。この先もまだ続くでしょう。最終結果が出るのはずっと先になるのではありませんか。

シルマン 我々が訴訟を起こしたので、これまでレメルソンが他の会社に対して申し立てた特許侵害のすべてのケースは保留(それも、最終的には棄却になると思うが)になっている。インテルに対するもの、リアテクノロジーに対するものなどだ。実際問題、これでレメルソンは、これ以上、会社からお金を脅し取ることができなくなったわけだ。

- そういう効果があることはわかりました。それでもなお、本来は利潤を追求するべき企業が、直接的な利益の



ないことを、なぜそこまでやるのか。本当の動機は何なのか、もうひとつ合点がいかないのですが。

シルマン 倫理観だ。君も知っているように、私はユダヤ人だ。ユダヤ教の道德律。これはユダヤ人が生きていくうえで守らねばならない教えだ。ヘブライ語で、"Tikkun O'lam" (ティークーン・オー・ラム) という教えがある。世の中を救うという意味だ。ユダヤ教では、世の中にはいろいろな問題があり、それを解決すること、すなわち「世の中を救う」ための努力をするのは、一人一人のユダヤ人の義務であると教えている。

大学や、慈善事業に相当の寄付をすることも、私ができることのひとつだ。たとえば、早稲田大学にシルマンホールを造ったのも、その一環だ。世の中を住みやすくするために、悪いと思うことをやめさせるのもひとつ。レメルソンに対する勝利は、いい例だと自負している。

彼の言葉からは、日本人が長いあいだ美徳としてきた謙遜や控えめという徳の概念とは正反対の生き方が感じられる。地球は自分を中心に回っている、という自信である。しかし、それは決して口先だけのきれいごとではなく、信念から出ている言葉であるということは、個人的にもシルマン社長を長いこと知っている私には納得がいく。

アメリカにはいろいろなタイプの人がいるものだ。シルマンもいれば、レメルソンもいる。こうしたアメリカの多様性については、次号の内容でもたびたび触れることになる。

シルマンホール

産学連携活動の推進を目的として、シルマンの寄付を基に、2002年3月、早稲田大学大久保キャンパスにできたセンター。
<http://www.waseda.ac.jp/koho/news01/0313.html>



荒井 寿光 氏

内閣官房、知的財産戦略推進事務局長。元通産省通商産業審議官。元特許庁長官。東京大学法学部卒、米国ハーバード大学大学院卒業。

3 日米の特許制度の生い立ち

レメルソン特許とは何者か。

恐らくは被告側のレメルソン財団(正式名称:レメルソン医学教育研究財団)を除いた、ほとんどの企業が歓迎しているこの判決の意味は何か。そのような特許を許した特許制度上の問題は何か。

レメルソン訴訟自体については優れた解説¹⁾があるので、それらに譲るとしよう。ここではもう少し異なった面、つまりレメルソン特許(=一般的にサブマリン特許といわれる)を許す温床となった特許制度に対する考え方が、アメリカと日本ではどのように異なるのかを追ってみたい。今回の結果からその原因に光を当て、さらに制度をより現実社会に即した形に変えていく努力について考えてみたい。

サブマリン特許の問題は、シャッキリやクシャミのような一瞬のものである。背後にはその原因となったもっと大きなもの...国の発展形態、経済的な基盤、国家戦略などの違いがあるのではないか。

私もいくつか特許を取得しているが、特許制度そのものに関しては全くの素人。そこで専門家への直撃インタビューを試みた。専門家とは、元特許庁長官、荒井寿光氏である。

4 インタビュー2

□□荒井 寿光、元特許庁長官に聞く□□

-まず、レメルソン特許のようなサブマリン特許が生まれた背景を理解するために、アメリカと日本の特許制度の発展の違いについて、教えていただけませんか。

荒井 技術が強くなければ独立した国にはならない、というのがアメリカの建国時からの一貫した考え方です。1776年に独立した頃は、アメリカはヨーロッパに比べ後進国で、ヨーロッパの従属から逃れるためには、技術について強くなければいけない必要がありました。そのため、特許や著作権という考え方は、最初から合衆国憲法に記されてあります。建国してまもなく、1790年には特許法というものが作られました。ジョージ・ワシントンの時代です。そして初代の特許庁長官はトーマス・ジェファソン。そう、そのあとで第3代大統領となった人物です。

つまり、技術について強くないといけないというのは、アメリカの建国以来一貫した考えで、これはもうアメリカのDNAといえます。1790年に特許法を作り、それから200年以上、多少の揺れはありますが、一貫して発明家を大事にしてきました。

日本の場合はどうですか。

荒井 それに対して、日本は明治維新の1868年まで特許なんか知らなかった。福沢 諭吉が「西洋事情」で西洋には特許というものがあると書いたのが、特許という概念が紹介されたはじめてです。1885年に、高橋是清が特許庁に相当するものを作り、自ら初代長官(専売特許所長)になりました。アメリカとは出発時点で100年の差があるわけです。

アメリカは、自国での技術開発を促すために特許法を作ったのに対して、日本の場合、どちらかというと外国からの技術導入のためという意味合いがありました。そのまま100年が経ち、特に第2次大戦後も、日本はアメリカやヨーロッパから基本特許を買い続けます。手先の器用さでいこうというわけです。その結果、日本の特許は改良特許ベースになってしまったんです。

基本特許型のアメリカの特許と、改良特許型の日本の特許。これは、経済や技術の発展段階の反映なのです。

- そうした歴史的に違いのある日本とアメリカが、世界規模で矛盾の少ない制度にしようという動きがありまし

たね。ちょうど、荒井さんが特許庁長官の時代です。その頃のことをお話しただけませんか。

荒井 各国の特許制度の調和を進めようというものでした。これは、アメリカの企業が国際的に活躍するためには、グローバル化が必要という理由が発端です。特許についてもグローバルスタンダード(世界各国で通用させたい)で、というのがアメリカの大企業のインタレスト(関心事)だったわけです。

アメリカ側は、日本の特許庁は審査が遅いとか、特許の権利の範囲が狭いといっ、それを変えるように要求してきました。しかし、日本は逆に、アメリカの特許はサブマリン特許のようなものがあって不完全だとか、先願主義でなく先発主義なのはおかしいといっ相手に、結局は日米双方が特許制度を改革することで合意しました。

日本側は、その約束をきちんと守りましたよ。審査の処理を早くするために人を増やすとか、特許の権利の範囲をできるだけ広げるとか、英語の出願も受け付けるなど、いろいろと改革を進めました。しかし、アメリカ側は約束を十分に守らなかった。けしからん! 私がアメリカまで文句を言いに行ったこともあります。

アメリカの個人発明家や大学教授は、国内で有利になればいいのであって、特許制度を国際的に調和する必要はないと、反対したんですね。

特に、一番の問題は、先発主義を先願主義に直すことでした。先発主義ならば、個人発明家は自分で研究し良い発明をして、後でお金ができたり実用化しそうだとかわかった時点に出願すればいい。この先発主義にこだわって、アメリカ国内では先願主義に移行することについて意見がまとまりませんでした。

アメリカは国際調和を言いましたが、途中で止めてしまったわけです。

アメリカという国家では、自国の中できちんとコンセンサスができていない状況下でも、行政府として諸外国と約束し、結果、実行できないという場合が時々あります。

- 古くは国際連盟、近くは環境に関する京都議定書がいい例ですね。

左記、荒井氏の「けしからん! 私がアメリカまで文句を言いに行った」というあたりは、1996年9月7日付朝日新聞の記事として、次のように引用されている²⁾。

「...訪米中の荒井寿光特許庁長官が、(中略)米政府高官や連邦議員を回り、合意事項の順守を強く要請した。(中略)『これが米政府なら、制裁を発動しているところですよ』といやみをひとくさり」

これ以後、アメリカも特許制度を改定して多少は歩み寄りを見せている。しかし、それでもなお、日本・ヨーロッパの特許制度と比較してみると、アメリカの特許制度は特異であるといえる。

今回は、まずレメルソン特許のカラーを明かし、さらに、サブマリン特許を容認してきたアメリカの特許制度をもう少し詳しくみていきたい。

最後に、このサブマリン特許という怪物をきっかけとして、知的財産に対する一般的な認識を高めることができればと望んでいる。

参考文献

- 1)レメルソン訴訟について、それぞれの段階で時宜を得た解説が下記の雑誌で解説されている。
 - ・レメルソン特許の衝撃、映像情報インダストリアル 1999年2月号、p54-55
http://www.eizojocho.co.jp/i/1_pdf/9902remeruson.pdf
 - ・レメルソン特許の衝撃のその後、映像情報インダストリアル2000年2月号、p59-64
http://www.eizojocho.co.jp/i/1_pdf/0002lemelson.pdf
 - ・レメルソン特許の衝撃のその後(2)、映像情報インダストリアル2001年1月号、p59-63
http://www.eizojocho.co.jp/i/1_pdf/0102leme3.pdf
 - ・桐原 和典、Lemelson裁判を通してサブマリン特許との戦い方を学ぶ(上)(下)、日経エレクトロニクス 2000年11月20日号(no.783) p194-201、同2000年12月4日号(no.784) p.202-211
- 2) 上山明博、プロパテント・ウォーズ、文春新書、2000

コグネックス株式会社

TEL.03-5977-5478 FAX.03-5977-5401

yoshi.ohashi@cognex.com

<http://www.cognex.co.jp/>